

平成 22 年度指定管理者実務研究会支援業務 企画募集要領

1 実施趣旨

(財)地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、民間能力を活用した地域の総合的な振興に資するものとして、地方公共団体における公民連携への支援事業を実施しており、地方公共団体が指定管理者制度を運用する際の課題・問題の解決のため、平成 17 年度から平成 19 年度までは、有識者による事例研究会を設置し研究を行い、平成 20 年度からは実務研究会を設置し、より実務的なテーマについて研究を行った。その研究成果については、報告書の発行、指定管理者セミナーの開催等により、積極的な情報提供を行ってきた。

平成 22 年度は、地方公共団体における指定管理者制度の取組事例を広く収集し、外部の有識者とともに整理・検討し、報告書として取りまとめることで、指定管理者制度による公民連携の検討、導入及び運営に役立つ情報提供を行う。

本研究会を開催するに当たり、その開催・運営を事務局として支援し、当該報告書を作成することができる、指定管理者制度に関わる業務に実績のある事業者を募集する。

2 業務の内容

(1) 業務名 平成 22 年度指定管理者実務研究会支援業務

(2) 委託期間 契約締結の日の翌日から平成 23 年 3 月 31 日(木)まで

(3) 業務内容

①「指定管理者制度実務研究会」の開催・運営支援

「指定管理者制度実務研究会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、同研究会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び同研究会の要旨、議事録作成を行う。また、同研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。

②「指定管理者制度実務研究会」報告書の作成

「指定管理者制度実務研究会」での議論・検討経過等を踏まえ、「平成 22 年度指定管理者実務研究会報告書」(以下「成果報告書」という。)を作成し、平成 23 年 3 月 11 日(金)までに財団へ納品する。

(4) 成果品

①成果報告書(A4版、印刷製本) 1部

②成果報告書の内容を記録した電子媒体 1部

【留意事項】

①「指定管理者実務研究会」で収集する指定管理者制度の事例は、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(平成 21 年 10 月 総務省自治行政局行政課)において区分されているレクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設により収集するものとし、成果報告書で情報提供を行うもの

とする。

- ②「指定管理者実務研究会」の会場は、原則財団会議室を使用すること。
- ③委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。

3 提案限度価格

9,000,000 円（税込）

4 応募資格

- (1) 本業務の円滑な遂行に必要な組織・人員・財務等の能力を有しており、指定管理者制度に関わる業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店、支店、営業所等のいずれであっても応募資格はないものとする。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

平成 22 年 7 月 13 日(火)～平成 22 年 7 月 27 日(火)(当日消印有効)

持参の場合は、午後 5 時必着

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること（様式自由）。

- ①企画提案書
- ②業務実施体制
- ③担当者実績一覧
- ④指定管理者制度業務実績一覧
- ⑤会社概要（会社パンフレット代用可）
- ⑥見積書

※積算根拠を記載すること。

(3) 企画提案書記載事項

- ①指定管理者制度の現状及び課題
- ②研究会の内容

・地方公共団体における指定管理者制度の取組事例を広く調査・収集し、研究会で整理・検討するにあたっての考え方

（研究会・報告書で取りまとめる取組事例数、その方法も記載すること。）

・研究会の運営方法

③研究会の進行方法

※ 研究会は、4 回（9 月、11 月、1 月、2 月）開催する。

④研究会委員

委員は、総務省（行政経営支援室）、学識経験者、地方公共団体、民間事業者、財団等から 11 名程度で構成する。このうち、学識経験者、地方公共団体、民間事業者等 6 名程度について候補者及び選定理由を記載する。

⑤成果報告書の概要

(4) 応募方法

持参又は簡易書留で郵送すること（eメール、ファックスは不可）。

(5) 提出先及び問い合わせ先

(財)地域総合整備財団 融資部企画調整課 加藤

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 TEL03-3263-5586

6 選考方法

(1) 選考

提出書類に基づき(財)地域総合整備財団 融資部企画調整課で選考を行う。

(2) 選考基準

①企画提案内容が本業務の目的に合致していること。

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できていること。

②本業務の遂行に十分な能力及び体制を有すること。

過去に類似の業務を実施した実績があり、本業務に関する専門性を有すること。また、財団との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できること。

③見積りが適正であること。

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われていること。

④その他特に優れた点があること。

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

①時期

平成 22 年 8 月上旬

②方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却はしない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

(財)地域総合整備財団

以上